

平成 30 年 8 月 30 日

各介護サービス事業所 管理者 様

広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課長

平成 30 年 7 月豪雨により被災した被保険者に係る利用料の負担等の取扱いについて（その 3）

平成 30 年 7 月豪雨により被災した被保険者に係る利用料の負担等の取扱いについては、平成 30 年 7 月 18 日付広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課長事務連絡（以下、「事務連絡」という。）「平成 30 年 7 月豪雨により被災した被保険者に係る利用料の負担等の取扱いについて」及び平成 30 年 8 月 8 日付事務連絡「平成 30 年 7 月豪雨により被災した被保険者に係る利用料の負担等の取扱いについて（その 2）」においてご案内しているところですが、請求の具体的な手続等について下記のとおりとなりますので、お知らせいたします。

記

- 1 利用料免除対象者に係る**免除適用期間は、平成 30 年 7 月 1 日から平成 30 年 10 月 31 日**です。7 月サービス提供分以降の請求手続については、平成 30 年 8 月 8 日付事務連絡でお知らせしているとおり、**請求明細書の「請求額集計欄」の保険分または事業分の給付率に「100」と、利用者負担額に「0」と記載して請求**してください。なお、本市に災害救助法が適用された平成 30 年 7 月 5 日の前日まで（平成 30 年 7 月 1 日から 7 月 4 日）の利用料について、取扱いを保留していましたが、免除適用開始日を 7 月 1 日からとしましたので、改めて免除対象者から当該期間分の利用料を徴収するなどの対応は不要です。

なお、11 月 1 日以降の取扱いについては、国の動向等を踏まえ、決まり次第お知らせします。

- 2 平成 30 年 7 月豪雨により被災した被保険者にかかる利用料の負担等の取扱いについて、各事業所から問い合わせの多かった項目を Q&A 形式でまとめ、本市ホームページに掲載しております。Q&A は随時更新予定ですので、各事業所におかれましては、適宜確認のうえ御対応いただきますよう、お願いいたします。

【平成 30 年 7 月豪雨災害に係る Q & A】

<http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1531113030881/simple/faq20180830.xlsx>

問い合わせ先

広島市介護保険課 認定・給付係

電話：082-504-2363 Fax:082-504-2136

Mail:kaigo@city.hiroshima.lg.jp